



森や清流を守る取組みに役立てられています

岐阜県政記者クラブ加盟社各位

| 令和8年7月31日（金） 岐阜県発表資料 |       |     |                                                |
|----------------------|-------|-----|------------------------------------------------|
| 担当課                  | 担当係   | 担当者 | 電話番号                                           |
| 森林活用推進課              | 森林活用係 | 村岡  | 内線 4344<br>直通 058-272-8472<br>FAX 058-278-2702 |

## 「ぎふの山に親しむ月間」プレゼントキャンペーンを実施します

県では、県民が森林づくりについての理解を深めること等を目的として、岐阜県森林づくり基本条例（平成18年5月21日施行）において8月を「ぎふの山に親しむ月間」と定めています。

同月間中に、ぎふの山への関心と理解を深めていただくため、下記のとおりプレゼントキャンペーンを実施します。

### 記

- 1 名 称 りふの森からの贈り物 プレゼントキャンペーン
- 2 内 容 キャンペーンサイトで、森林や清流の国ぎふ森林・環境税などに関するクイズに答えて応募された方の中から、抽選で岐阜県産材を使用した賞品をプレゼントします。
- 3 応募期間 令和8年8月1日（土）から8月31日（月）
- 4 応募方法 上記期間において、以下の応募フォームからご応募いただけます。  
URL : <https://logoform.jp/form/T8mB/1630301>  

ぎふの山に親しむ月間

検索


- 5 賞 品 岐阜県産材を使用した木製品 （別添チラシ参照）

### 【参考】

#### 岐阜県森林づくり基本条例

「ぎふの山に親しむ月間」

第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふの山に親しむ月間を設ける。

2 りふの山に親しむ月間は、8月とする。

3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

※「ぎふ山の日」は、国民の祝日「山の日」の制定に伴い、廃止した。